

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 保健医療

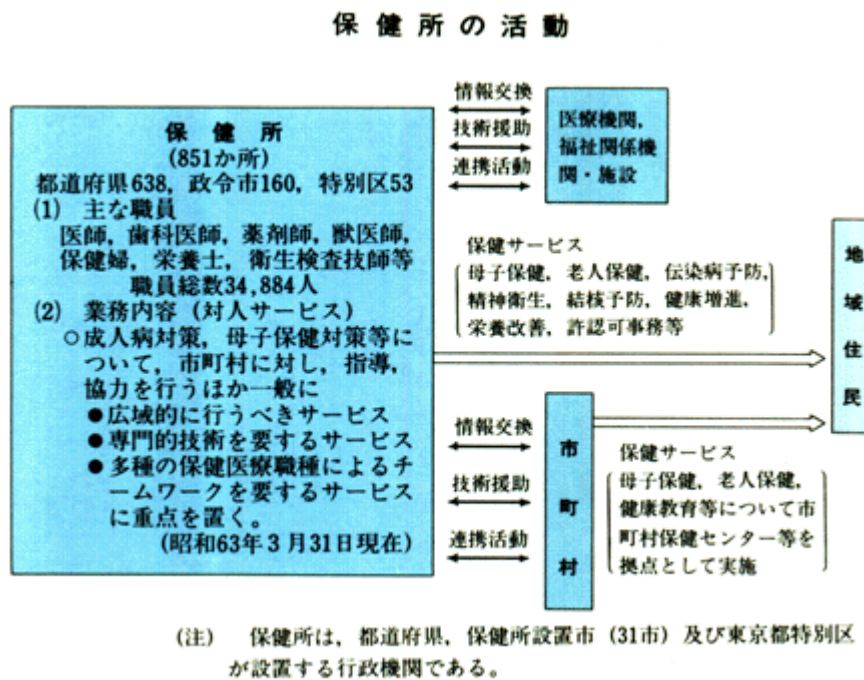
##### 1 保健医療の実施体制

###### (1) 保健所・市町村保健センター

地域住民に対する保健サービスは、保健所及び市町村が実施している。このため、保健所には多様な専門職種と設備が配置され、市町村には、保健婦の配置と市町村保健センターの整備が進められている。

なお、市町村保健センターは、市町村が行う成人病、母子保健等の対人保健サービス活動及び地域住民の行う自主的な保健活動等の拠点としての施設として活用されている(62年度末で926か所を設置)。

#### 保健所の活動



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 保健医療

1 保健医療の実施体制

(2) 医療施設

第III-1-1表 医療施設の現況

第III-1-1表 医療施設の現況 (昭和62年10月1日現在)

	定 義	総 数	開 設 者 別						
			国	公 立 ・ 公 的 等		私 的		医 療 法 人	個 人
				厚生省	公 的 等	私 的	私 的		
病 院 ( )内病床数	病床20床 以上	9,841 (1,582,393)	402 (159,805)	255 (106,201)	1,506 (377,387)	7,933 (1,045,201)	3,680 (563,089)	3,400 (277,446)	
診 療 所 ( )内 病床数	一 般 無床又は 病床19床	79,134 (277,958)	517 (2,417)	10 (5)	4,572 (5,042)	74,045 (270,499)	1,361 (9,211)	66,168 (258,676)	
	歯 科 以下	48,300 (244)	2 (-)	- (-)	366 (19)	47,932 (225)	726 (30)	46,935 (193)	

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

第III-1-2表 医療設置数・人口10万対施設数の推移

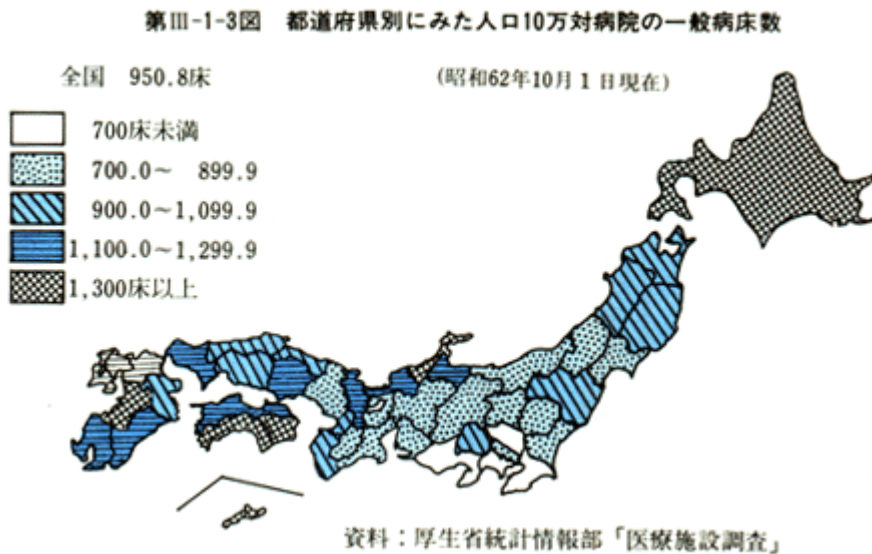
第Ⅲ-1-2表 医療施設数・人口10万対施設数の推移

年次	総数	病 院						一般 診療所	歯科 診療所
		総数	精神	伝染	結核	らい	一般		
(施設数)									
40	100,173	7,047	725	46	340	14	5,922	64,524	28,602
45	106,882	7,974	896	35	160	14	6,869	68,997	29,911
50	113,973	8,294	929	27	87	16	7,235	73,114	32,565
55	125,500	9,055	977	20	39	16	8,003	77,611	38,834
60	134,075	9,608	1,026	12	27	16	8,527	78,927	45,540
61	136,242	9,699	1,035	13	22	16	8,613	79,369	47,174
62	137,275	9,841	1,044	13	19	16	8,749	79,134	48,300
(人口10万対施設数)									
40	101.9	7.2	0.7	0.0	0.3	0.0	6.0	65.7	29.1
45	103.0	7.7	0.9	0.0	0.2	0.0	6.6	66.5	28.8
50	101.8	7.4	0.8	0.0	0.1	0.0	6.5	65.3	29.1
55	107.2	7.7	0.8	0.0	0.0	0.0	6.8	66.3	33.2
60	110.8	7.9	0.8	0.0	0.0	0.0	7.0	65.2	37.6
61	112.0	8.0	0.9	0.0	0.0	0.0	7.1	65.2	38.8
62	112.3	8.0	0.9	0.0	0.0	0.0	7.2	64.7	39.5

(注) 昭和60年以降は10月1日現在であり、昭和55年以前は年末現在である。

資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

第Ⅲ-1-3図 都道府県別にみた人口10万対病院の一般病床数



第Ⅲ-1-4表 病床数・人口10万対病床数の推移

第Ⅲ-1-4表 病床数・人口10万対病床数の推移

年次	総数	病 院						一 般 診療所	歯 科 診療所
		総 数	精 神	伝 染	結 核	ら い	一 般		
(病 床 数)									
40	1,077,971	873,652	172,950	24,179	220,757	13,230	442,536	204,043	276
45	1,312,628	1,062,553	247,265	23,144	176,949	13,217	601,978	249,646	429
50	1,428,482	1,164,098	278,123	21,042	129,055	14,020	721,858	264,085	299
55	1,607,482	1,319,406	308,554	18,218	84,905	12,235	895,494	287,835	241
60	1,778,979	1,495,328	334,589	14,619	55,230	10,471	1,080,419	283,390	261
61	1,816,194	1,533,887	340,506	14,109	51,367	10,205	1,117,700	282,046	261
62	1,860,595	1,582,393	347,196	13,772	48,938	9,997	1,162,490	277,958	244
(人 口 10 万 対 病 床 数)									
40	1,096.9	889.0	176.0	24.6	224.6	13.5	450.3	207.6	0.3
45	1,265.5	1,024.4	238.4	22.3	170.6	12.7	580.4	240.7	0.4
50	1,276.1	1,039.9	248.5	18.8	115.3	12.5	644.9	235.9	0.3
55	1,373.2	1,127.1	263.6	15.6	72.5	10.5	765.0	245.9	0.2
60	1,469.9	1,235.5	276.5	12.1	45.6	8.7	892.7	234.2	0.2
61	1,492.7	1,260.7	279.9	11.6	42.2	8.4	918.6	231.8	0.2
62	1,521.8	1,294.2	284.0	11.3	40.0	8.2	950.8	227.3	0.2

(注) 昭和60年以降は10月1日現在であり、昭和55年以前は年末現在である。  
資料：厚生省統計情報部「医療施設調査」

第Ⅲ-1-5表 平均在院日数,病床の種類の推移

第Ⅲ-1-5表 平均在院日数, 病床の種類の推移

(単位:日)

年 次	総 数	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床	一般病床
昭和40年	56.7	433.8	17.7	408.5	11,733.4	30.3
45	55.3	455.4	17.6	385.3	11,118.1	32.5
50	54.8	486.8	16.8	317.7	14,148.6	34.7
55	55.9	534.8	17.8	252.6	7,250.7	38.3
56	56.4	534.8	17.1	240.5	6,930.0	39.2
57	56.1	529.8	18.7	231.7	6,827.0	39.6
58	55.1	536.0	18.1	221.2	5,986.7	39.2
59	54.6	538.9	16.4	215.2	8,560.3	39.4
60	54.2	536.3	18.3	207.2	9,748.1	39.4
61	54.0	532.6	18.9	200.3	10,735.5	39.7
62	52.9	522.3	18.7	181.6	9,365.5	39.3

資料：厚生省統計情報部「病院報告」

第Ⅲ-1-6表 諸外国の病院数・病床数・一般病院の病床利用率及び在院日数



第Ⅲ-1-6表 諸外国の病院数・病床数・一般病院の病床利用率及び在院日数

国名	病院数	病床数		病床利用率 (%)	平均在院日数 (日)
		総数	一般病院 (再掲)		
日本(1987)	9,841 (8.0)	1,582,393 (1,294.2)	1,311,531 (1,072.7)	83.3	39.3
アメリカ(1980)	7,051 (3.1)	1,333,360 (585.7)	1,081,348 (475.0)	73.9 (1979)	7.9 (1979)
イングランド・ ウェールズ(1974)	—	420,943 (855.6)	—	78.8 (1972)	13.1 (1972)
西ドイツ(1980)	3,234 (5.3)	707,710 (1,149.6)	425,941 (691.9)	83.4	14.9
フランス(1977)	3,548 (6.7)	567,618 (1,069.4)	438,460 (826.0)	79.2	13.6
スウェーデン(1980)	711 (8.6)	123,074 (1,480.9)	60,480 (727.7)	77.3	12.5
イタリア(1979)	1,832 (3.2)	554,595 (974.5)	413,507 (726.6)	68.7	11.5
ソ連(1978)	23,400 (9.0)	3,201,000 (1,225.3)	—	—	—

- (注) 1. 国により病院の定義が異なるが、ここではWHOの統計表に従った。  
 2. 病院数、病床数の( )内は人口10万対である。  
 3. 日本の病床利用率及び平均在院日数は一般病床の数値である。

資料：外国はWHO「World Health Statistics Annual 1983」

日本は厚生省統計情報部「医療施設調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 保健医療

1 保健医療の実施体制

(3) 医療関係者

第III-1-7表 医療関係者の現況

第III-1-7表 医療関係者の現況

職 種	員 数 (62年末 現 在)	養 成 施設数 (63年4月)	入 学 定 員 (63年4月)	職 種	員 数 (62年末 現 在)	養 成 施設数 (63年4月)	入 学 定 員 (63年4月)
*医 師	191,346	80	8,410	診療放射線技師	29,488	30	1,637
*歯 科 医 師	66,797	29	3,155	**診療エックス線 技 士	3,507	—	—
*薬 剤 師	135,990	46	7,725	臨床検査技師	96,978	72	3,574
保 健 婦	22,646	63	2,505	衛生検査技師	119,655	—	—
助 産 婦	24,534	80	1,990	臨床工学技士	—	4	312
看 護 婦(士)	369,301	868	38,241	義肢装具士	—	2	30
准看護婦(士)	331,534	633	32,329	**栄 養 士	20,451	282	23,451
理学療法士	7,042	44	1,010	** <small>(管理栄養士)</small>	5,509	30	1,485
作業療法士	3,003	29	615	あん摩・マッサ *ージ・指圧師	86,806	167	3,331
視能訓練士	1,480	4	150	*は り 師	55,086	96	2,733
*歯科衛生士	32,666	128	7,007	*き ゆ う 師	53,696	96	2,733
*歯科技工士	31,139	73	3,442	*柔道整復師	18,728	14	1,050

(注) \*の職種の員数は、昭和61年末現在である。

\*\*の職種の員数は、昭和62年10月1日現在である。

資料：1. 医師、歯科医師、薬剤師数については厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」による届出数である。

2. 保健婦数については厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」に基づく推計による。

3. 助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)数については、厚生省統計情報部「医療施設調査」「病院報告」「衛生行政業務報告」及び一部推計による。

4. 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師数については、62年末免許取得者数である。

5. 歯科衛生士、歯科技工士数については、「衛生行政業務報告」による。

6. あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師数については、「衛生行政業務報告」による。

7. 診療エックス線技師数は、厚生省統計情報部「医療施設調査」による。

8. 栄養士、管理栄養士については、厚生省統計情報部「医療施設調査」による。

第Ⅲ-1-8表 就業形態別医師数

第Ⅲ-1-8表 就業形態別医師数 (昭和61年度)

区分	就 業 形 態	実数(人)	構成比(%)
医療施設の従事者	総 数	183,129	95.7
	病院の開設者	3,670	1.9
	診療所の開設者	61,910	32.4
	病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	72,678	38.0
	診療所の勤務者	10,086	5.3
	医育機関附属病院の勤務者	34,785	18.2
医療施設以外の従事者	総 数	6,402	3.3
	臨床以外の医学の教育, 研究機関の勤務者	4,190	2.2
	衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,212	1.2
その他	総 数	1,815	0.9
	その他の職業に従事する者	379	0.2
	無職の者	1,436	0.8
	総 数	191,346	100.0

資料: 厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第Ⅲ-1-9表 諸外国の医療関係者

第Ⅲ-1-9表 諸外国の医療関係者 (人口10万対)

国 名	医 師	歯科医師	薬 剤 師	看 護 婦
日 本 (1986)	157	55	112	558.3
ア メ リ カ	228(1983)	56(1983)	57	692(1978)
イ ギ リ ス (イングランド・ウェールズ)	152(1977)	29(1974)	52	426(1979)
西 ド イ ツ	232(1981)	54(1981)	42	552(1980)
フ ラ ン ス	201(1980)	59(1980)	68	660(1977)
ス ウ ェー デ ン	210(1981)	102(1981)	67	924(1980)
イ タ リ ア	289(1979)		79	327(1974)
ソ 連	365(1979)		—	614(1975)

- (注) 1. 日本の医師, 歯科医師は上記調査とともに未届者数を考慮して推計したものであり, 薬剤師は年末の届出数である。  
 2. 日本の看護婦(看護師, 准看護婦及び准看護師を含む)は, 上記調査とともに一部推計した年末の就業者数である。  
 3. 外国の看護婦数には助産婦も含む。

資料 日本は厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」「医療施設調査」「病院報告」「衛生行政業務報告」フランスの医師, 歯科医師はフランス社会保障省「Annuaire des Statistiques Sanitaires et Sociales (1982, 83)」, 西ドイツの医師, 歯科医師は西ドイツ連邦政府統計局「Statistical Compass (1983)」, アメリカの医師, 歯科医師はアメリカ商務省「Statistical Abstract of the United States 1986」, スウェーデンの医師, 歯科医師はスウェーデン統計局「Statistisk årsbok (1984)」, 諸外国の薬剤師は, 世界薬剤師連合(FIP)1982調査による。  
 その他はWHO「World Health Statistics Annual 1983」。

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

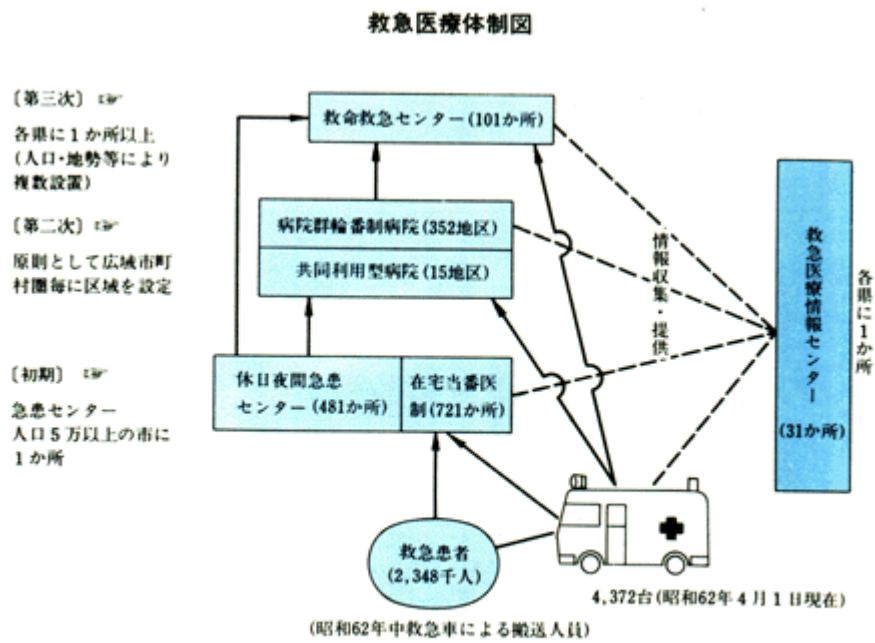
#### III 保健医療

##### 1 保健医療の実施体制

##### (4) 救急医療

休日、夜間などに発生する救急患者の医療を確保するため、昭和52年度から体系的、計画的な施策を推進している。

救急医療体制図



- (注) 1. 救急医療施設は、昭和63年4月1日現在の数である。  
2. 上記体制の他に救急患者の搬送先として4,117病院、1,752診療所が告示されている。  
3. 救急車台数及び救急患者数は消防庁調べである。



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

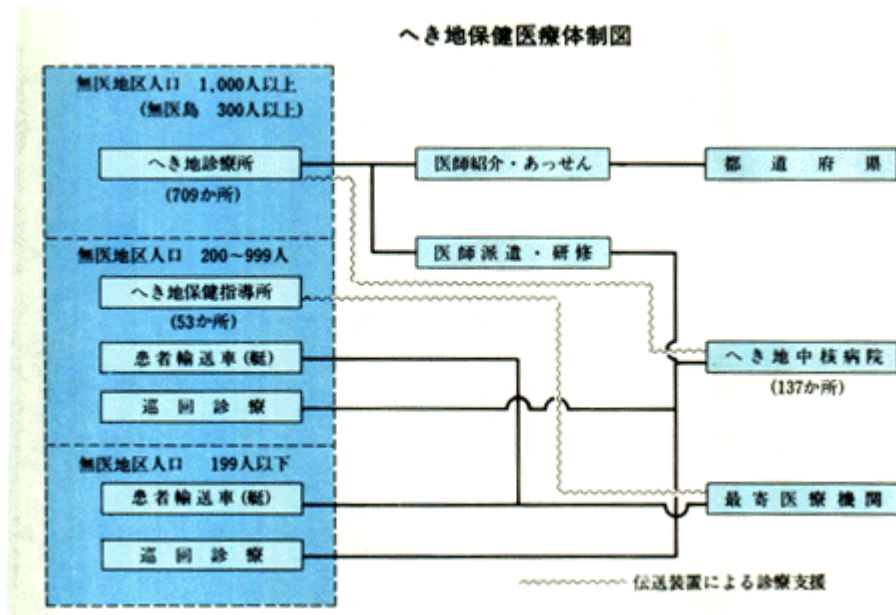
#### III 保健医療

##### 1 保健医療の実施体制

##### (5) へき地保健医療

山村,離島等の医療に恵まれない住民の医療を確保するため,昭和31年度以来施策を推進しているが,現在実施している施策体系を図示すれば次のとおりである。

へき地保健医療体制図



へき地医療対策の推移

へき地医療対策の推移

	第1次 昭和31年度	第2次 38	第3次 42 43	第4次 49 50	第5次 54 55	第6次 60 61 平成2
無 医 地 区	へき地診療所					
	巡回診療車(船)					
	(36年度)	患者輸送車(船)				
	へき地保健指導所					
無医地区を 有する広域 市町村圏	へき地医療地域連携対策					
	(46年度)	へき地中核病院				
そ の 他	へき地担当病院協力助成					
	(45年度)	へき地勤務医師等確保研修資金貸付				
	母子安全貸与者 ワークショップ へき地3次情報 システム (1975年度)					

資料：厚生省健康政策局調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

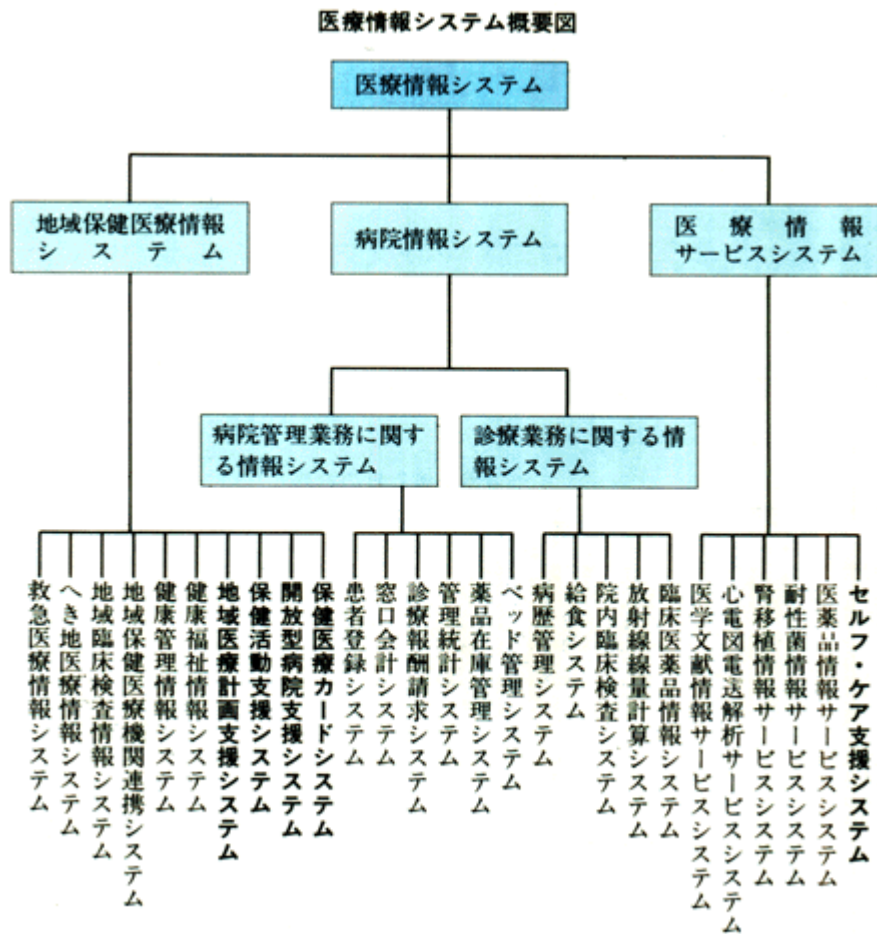
#### III 保健医療

##### 1 保健医療の実施体制

##### (6) 医療情報システム

医療情報システムは、近年著しい進歩を遂げている情報処理技術及び高度通信技術を保健医療の分野に応用し、保健医療機関内、保健医療機関相互、保健医療機関と地域住民との情報伝達処理の連携、迅速化を行い、保健医療の効率化を図るものである。この研究開発は、地域保健医療情報、病院情報、医療情報サービスの3分野で進められている。

医療情報システム概要図



(注) 太字は開発中のシステムである。

厚生白書(昭和63年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 保健医療

##### 1 保健医療の実施体制

##### (7) 社会福祉・医療事業団(医療貸付)

社会福祉・医療事業団は、臨時行政調査会の最終答申を踏まえ、社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合して、昭和60年1月1日に発足したものであり、当該事業団の医療貸付は旧医療金融公庫の業務を承継したものであって、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに病院、診療所等に関する経営指導を行い、医療の普及及び向上を図ることを目的としている。

なお、昭和63年度より疾病予防運動施設並びに温泉療養運動施設に対する融資制度を創設し、適正な普及を図ることとしている。

これまで、旧公庫融資分を含め医療関係施設が不足している地域等に新設された施設数は、病院3,183施設、診療所15,913施設、老人保健施設6施設、その他の施設171施設であり、病院病床の増加数は36万床近くに達する。また、質的な面でも施設の不燃化や近代化、機能の充実向上が図られている。昭和62年度末貸付累計額は1兆4,674億円となっている。



○直接貸付の範囲

1. 通常の限度額を超えて融資ができることになっている総合病院等
2. 地域の実情により特に必要と認められる病院
3. 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県内の病院で借入申込額が2億5千万円を超えるものなど
4. 老人保健施設
5. 疾病予防運動施設、温泉療養運動施設など

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 保健医療

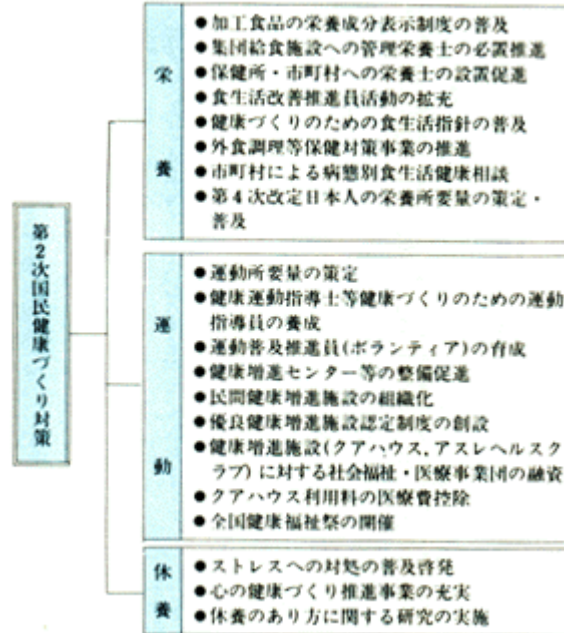
#### 2 保健医療対策

#### (1) 健康づくり対策

健康づくりには、国民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、また、国民の様々な健康ニーズに対応して地域に密着した保健サービスが提供できる体制を整備していく必要がある。このような観点から、1)生涯を通じる健康づくりの推進、2)健康づくりの基盤整備、3)健康づくりの啓発普及の三点を柱とする「国民の健康づくり対策」が昭和53年度から推進されている。さらに今後はこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及による栄養・運動・休養のバランスがとれた生活スタイルの確立を目指した「第2次国民健康づくり対策」(アクティブ80ヘルスプラン)を推進している。

#### ◎第2次国民健康づくり対策

疾病の発生予防、健康水準の向上を図るため、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の確立を目指した総合的な健康づくり対策



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

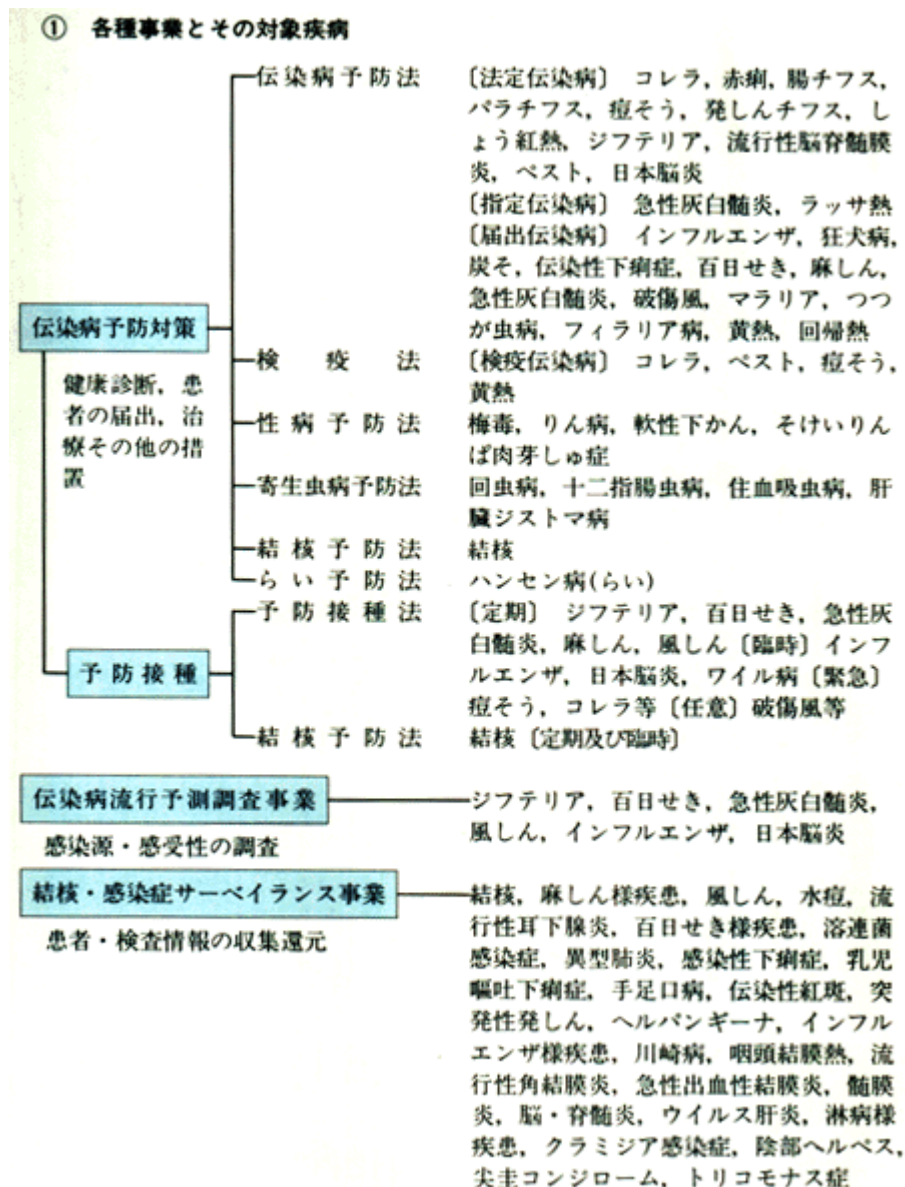
#### III 保健医療

#### 2 保健医療対策

#### (2) 感染症対策

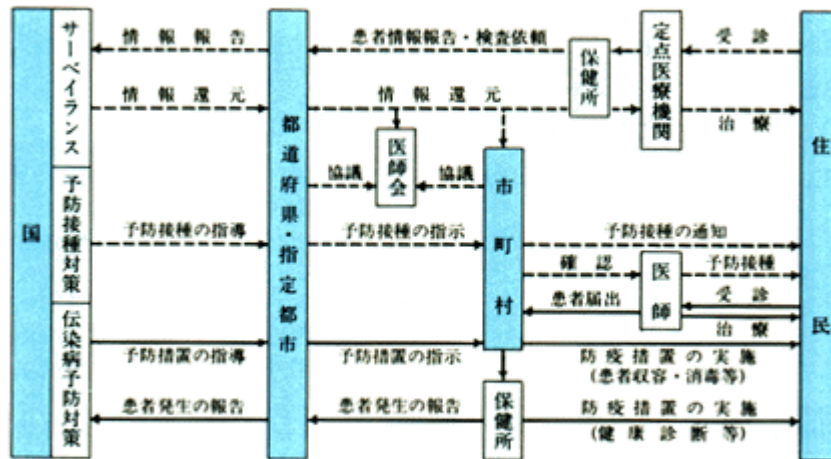
感染症対策は、伝染病予防対策(予防接種を含む)、伝染病流行予測調査事業、結核・感染症サーベイランス事業が互いに密接な関連を保ちながら行われている。

#### 1) 各種事業とその対象疾病



2) 組織

② 組織



(注) 本図は伝染病予防法、予防接種法、感染症サーベイランスについてのものである。

3) 予防接種健康被害救済制度

予防接種の実施に伴い、極めてまれにはあるが不可避免的に異常な副反応がみられることにかんがみ、予防接種法に基づく健康被害救済制度を設けている。

第III-2-1表 予防接種健康被害認定者数

第III-2-1表 予防接種健康被害認定者数

給付の種類	給付の内容	予防接種の種類と認定者数(人)					計
		種痘	DPT	ポリオ	インフルエンザ	その他	
医療費	自己負担相当額						
医療手当	27,500～29,500円 (月額)	41	(7) 88	(3) 14	(9) 72	(10) 123	(29) 338
障害児養育年金 (18才未満)	33,000～102,600円 (月額)	(1) 48	(1) 11	(1) 21	(1) 6	(14) 14	(2) 100
障害年金 (18才以上)	103,400～210,800円 (月額)	(1) 151	(1) 38	(2) 56	(13) 13	(12) 12	(4) 270
死亡一時金	17,700,000円						
葬祭料	119,000円	14	12	2	(1) 5	4	(1) 37
計		(2) 254	(8) 149	(6) 93	(10) 96	(10) 153	(26) 745

(注) 認定者数は、予防接種法等に基づき昭和63年3月31日までに認定された該当者数である。( )内は昭和62年度に新規に認定された該当者数の再掲。給付の額は昭和63年4月1日現在である。

DPT: 百日せきシフテリア破傷風混合ワクチン

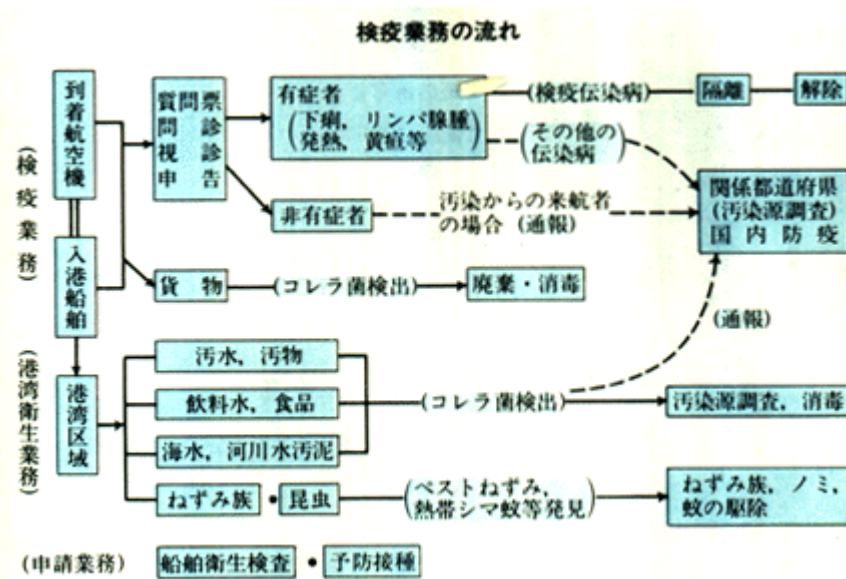
資料: 厚生省保健医療局調べ



#### 4) 検疫

国内に常在しない検疫伝染病(コレラ、ペスト、痘そう及び黄熱)が船舶、航空機を介して国内に侵入することを防止するため、船舶、航空機に対する検疫、申請に基づく検査、消毒等の業務及び港湾地域の衛生措置等を行っている。

#### 検疫業務の流れ



第III-2-2表 検疫実績の推移

第III-2-2表 検疫実績の推移

年次	検疫所数		船舶検疫		航空機検疫	
	海港	空港	隻数	人員	機数	人員
昭和50年	87	7	41,466	1,188,813	32,881	4,270,644
55	84	12	44,957	1,171,177	40,613	6,697,985
56	82	13	43,623	1,124,727	39,455	7,192,380
57	81	13	42,882	1,116,914	40,115	7,610,514
58	79	13	42,366	1,092,095	41,134	8,162,409
59	79	13	43,783	1,111,213	44,104	8,885,731
60	79	13	44,676	1,126,584	46,476	9,479,699
61	79	13	43,736	1,094,236	50,131	9,808,849
62	79	13	44,848	1,105,977	55,689	11,616,915

(注) 検疫所には、支所、出張所を含む。

資料：厚生省保健医療局調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

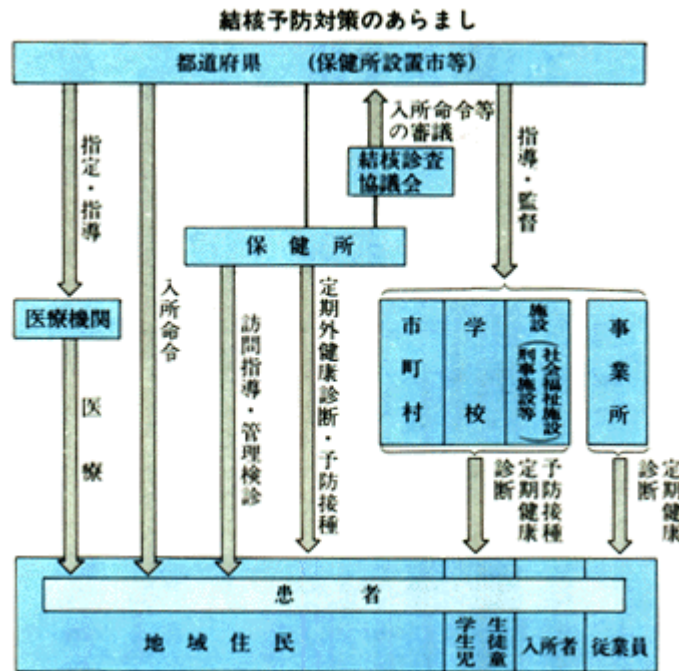
#### III 保健医療

##### 2 保健医療対策

##### (3) 結核対策

結核患者は、年々減少しているが、今なお年間約6万人の新患者が発生する最大の伝染病である。このため診断治療技術の進歩、まん延状況の変化に対応しつつ、健康診断、医療、患者管理等の予防対策を推進していく必要がある。

#### 結核予防対策のあらまし



第III-2-3表 新登録結核患者数・罹患率及び結核死亡数・死亡率の年次推移

第Ⅲ-2-3表 新登録結核患者数・罹患率及び結核死亡数・死亡率の年次推移

年次	新登録結核患者数		結核死亡数	
	実数	罹患率(人口10万対)	実数	死亡率(人口10万対)
昭和30年	517,477	579.6	46,735	52.3
35	489,715	524.2	31,959	34.2
40	304,556	309.9	22,366	22.8
45	178,940	172.3	15,899	15.4
50	108,088	96.6	10,567	9.5
55	70,916	60.7	6,439	5.5
60	58,567	48.4	4,692	3.9
61	56,690	46.6	4,171	3.4
62	56,496	46.2	4,016	3.3

資料：厚生省保健医療局「結核の統計1988」

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 保健医療

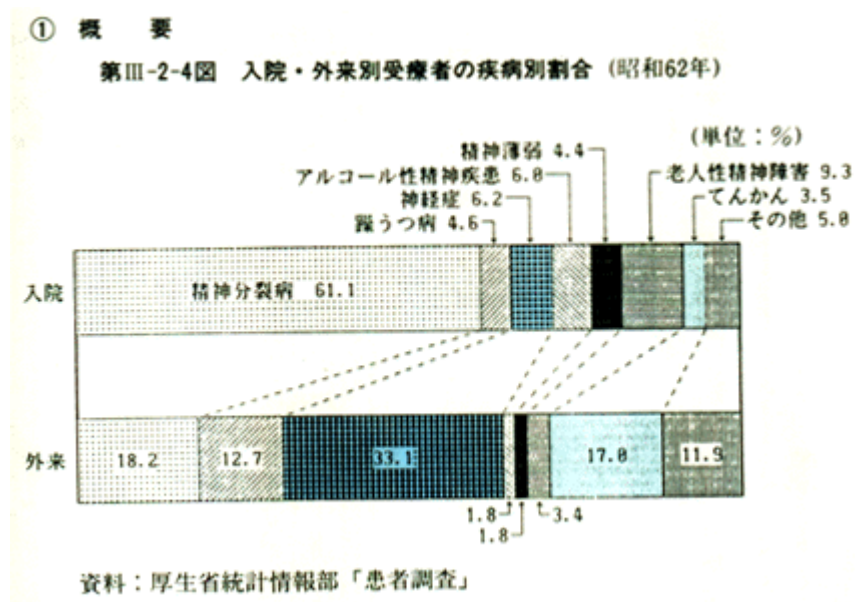
#### 2 保健医療対策

#### (4) 精神保健対策

国民の精神的健康の保持向上のため、国民の精神保健意識の向上、精神障害者等に対する医療保護の充実、社会復帰の促進等精神保健施策の推進を図っている。また、62年9月には、障害者の人権確保とその社会復帰施策のより一層の推進を図るため精神衛生法の改正を行い(精神保健法に名称変更)63年7月より施行したところである。

#### 1) 概要

第III-2-4図 入院・外来別受療者の疾病別割合



第III-2-5表 精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移



第Ⅲ-2-5表 精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移  
(各年12月末)

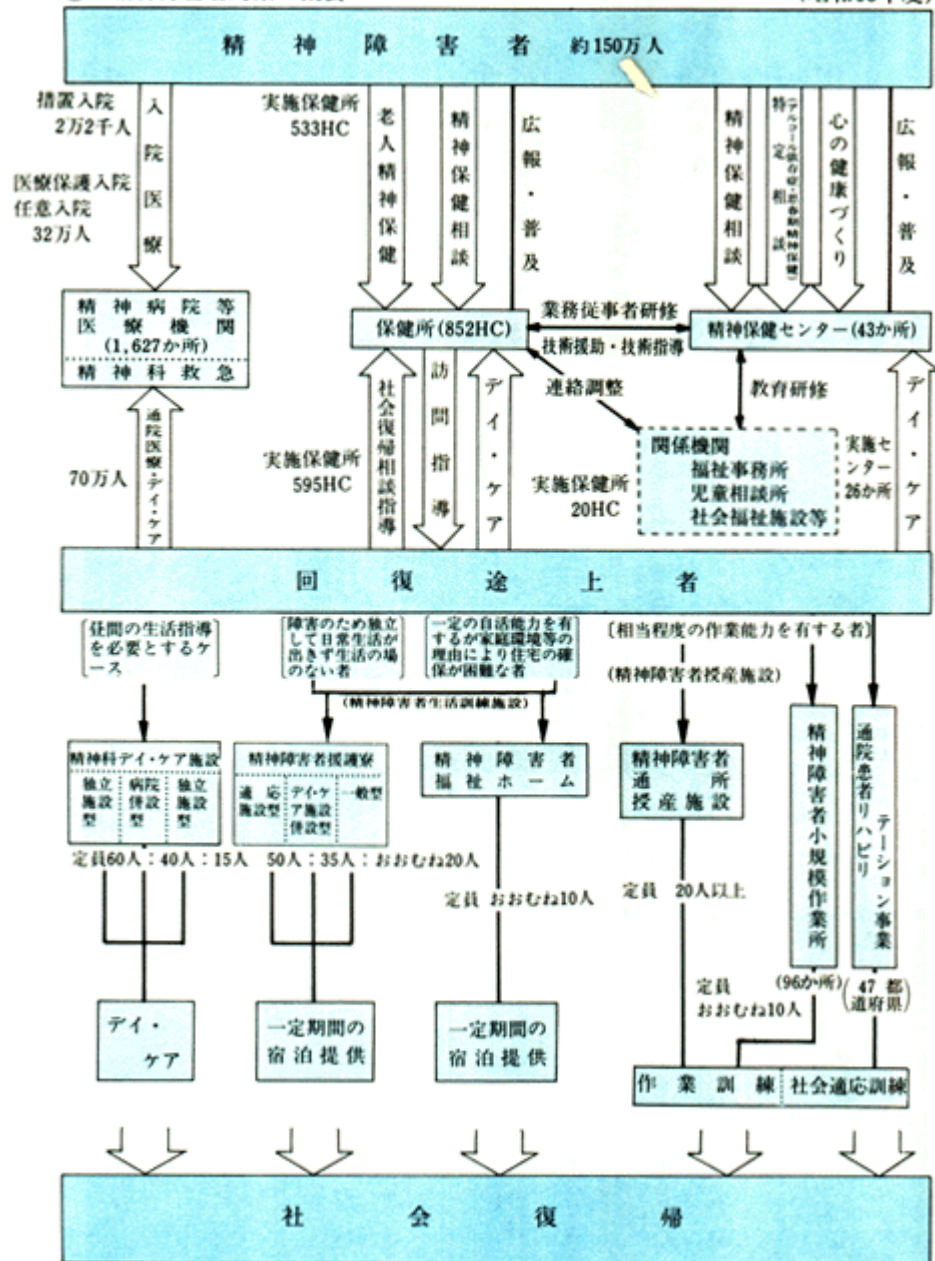
年次	精神病床数	入院患者数	措置患者数	外来患者年間延数
	床	人	人	千人
昭和40年	172,950	183,260	65,372	2,761
45	247,265	250,328	76,532	4,978
50	278,123	278,793	63,887	6,576
55	308,554	309,450	45,766	7,647
60	336,446	336,271	28,353	8,776
61	341,950	338,146	24,081	9,111
62	348,211	340,316	20,015	9,522

資料：措置患者数は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」  
その他は厚生省統計情報部「病院報告」

## 2) 精神障害者対策の概要

② 精神障害者対策の概要

(昭和63年度)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

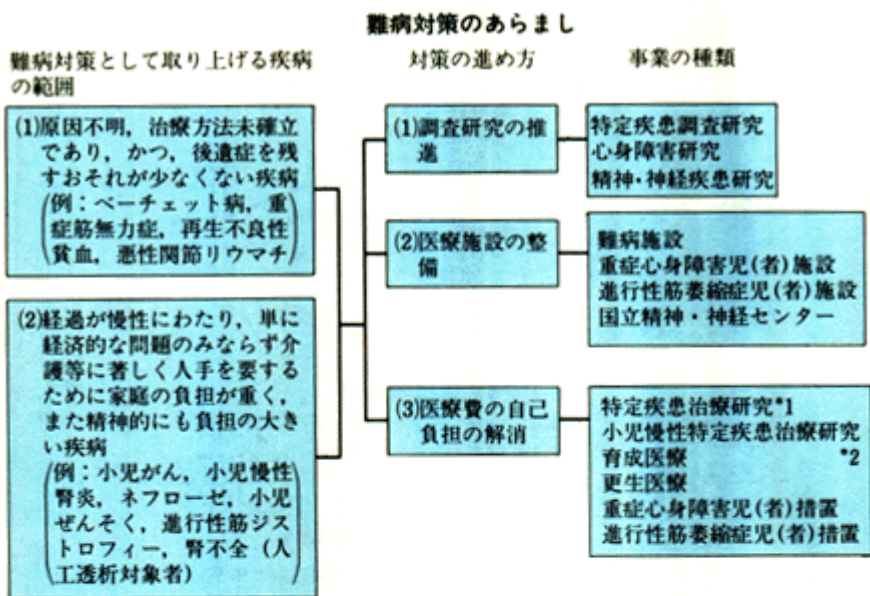
III 保健医療

2 保健医療対策

(5) 難病対策

昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づき体系的に種々の事業を進めている。

難病対策のあらまし



\*1 特定疾患治療研究対象疾患 (昭和63年度)

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 1. ベーチェット病          | 17. クローン病                 |
| 2. 多発性硬化症           | 18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎         |
| 3. 重症筋無力症           | 19. 悪性関節リウマチ              |
| 4. 全身性エリテマトーデス      | 20. パーキンソン病               |
| 5. スモン              | 21. アミロイドーシス              |
| 6. 再生不良性貧血          | 22. 後縦靭帯骨化症               |
| 7. サルコイドーシス         | 23. ハンチントン舞蹈病             |
| 8. 筋萎縮性側索硬化症        | 24. ウィリス動脈輪閉塞症            |
| 9. 強皮症, 皮膚筋炎及び多発性筋炎 | 25. ウェゲナー肉芽腫症             |
| 10. 特発性血小板減少性紫斑病    | 26. 特発性拡張型(うっ血型)心筋症       |
| 11. 結節性動脈周囲炎        | 27. シャイ・ドレーガー症候群          |
| 12. 潰瘍性大腸炎          | 28. 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)    |
| 13. 大動脈炎症候群         | 29. 膿瘍性乾癬                 |
| 14. ビュルガー病          | 30. 広範脊柱管狭窄症(昭和64年1月1日から) |
| 15. 天疱瘡             |                           |
| 16. 脊髄小脳変性症         |                           |

\*2 小児慢性特定疾患の対象疾患群

- |          |
|----------|
| 悪性新生物    |
| 慢性腎疾患    |
| ぜんそく     |
| 慢性心疾患    |
| 内分泌疾患    |
| 膠原病      |
| 糖尿病      |
| 先天性代謝異常  |
| 血友病等血液疾患 |

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*



## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 保健医療

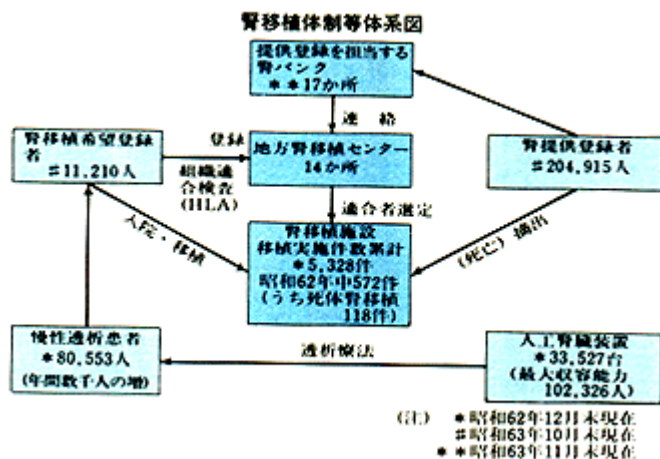
#### 2 保健医療対策

#### (6) 腎移植・角膜移植体制等

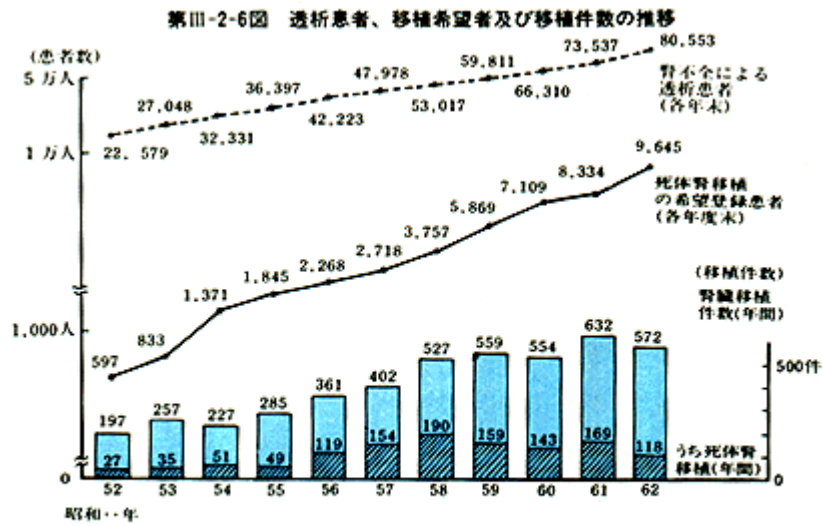
##### 1) 腎移植体制

腎移植を円滑に行うため、国立佐倉病院を中核医療施設として整備し、各ブロックに地方腎移植センターを整備するとともに腎移植施設を全国的に整備するなどの諸施策を推進している。

腎移植体制等体系図



第III-2-6図 透析患者、移植希望者及び移植件数の推移



資料：日本透析療法学会(透析患者)  
日本移植学会(腎臓移植件数)

### 腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

#### 腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

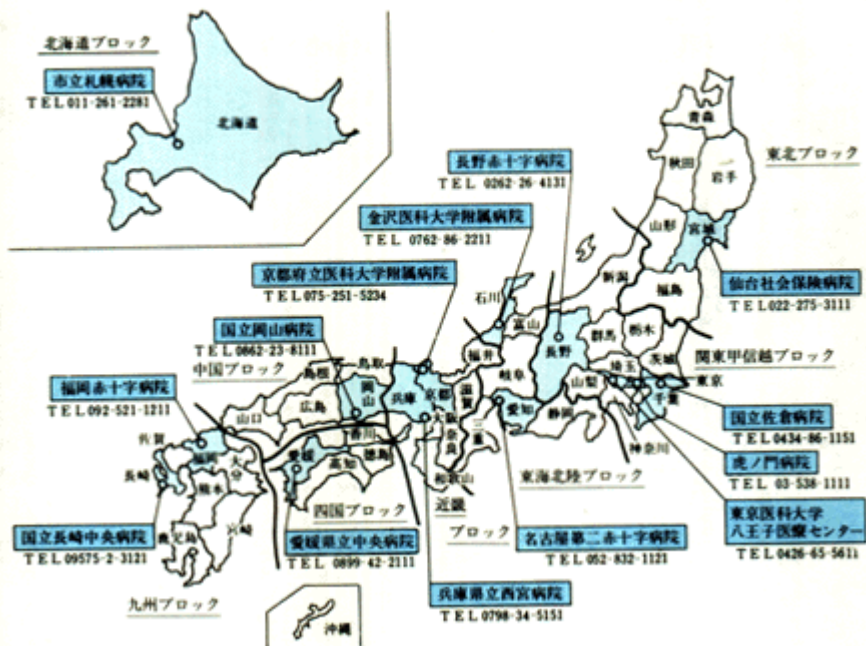
(昭和63年11月末現在)

名 称	郵便番号	住 所	電 話
北海道腎臓バンク	060	札幌市中央区北一条西7丁目おおだビル2階	011(261)2033
いおて愛の健康づくり財団	020	盛岡市内丸10-1若手黒庁内	0196(51)3111
福島県腎臓協会	960	福島市光が丘1番地福島県立医科大学内	0245(48)2111
国立佐倉病院	285	佐倉市江原台2-36-2	0434(86)1151
腎臓移植普及会	105	東京都港区虎ノ門1-15-16船舶振興ビル5階	03(502)2071
新潟県腎臓バンク	950	新潟市新光町4-1新潟県庁内	025(285)5511
山梨県腎臓バンク	409-38	山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110番地山梨医科大学内	0552(73)1082
岐阜県シン・アイバンク協会	500	岐阜市萩田1丁目1番地岐阜県庁内	0582(72)1111
静岡県腎臓バンク	431-31	浜松市半田町3600番地浜松医科大学医学部附属病院内	0534(35)3175
愛知県腎臓財団	466	名古屋市中区三の丸3-2-1総合健診センター内	052(962)5371
滋賀県腎臓バンク	520	大津市におの浜4-4-5	0775(23)1299
京都府立医科大学附属病院腎臓バンク	602	京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465	075(251)5235
大阪腎臓バンク	530	大阪市北区芝田2-2-1新梅田ビル721号	06(374)3691
兵庫県総合保健協会腎臓バンク	662	西宮市六蓮寺町13番9号県立西宮病院内	0798(34)5151
奈良県腎臓バンク	634	橿原市西条町840県立医科大学附属病院内	07442(5)3883
和歌山県角隈・腎臓移植推進協会	640	和歌山市吹上1-2-4救急医療情報センター内	0734(24)7130
徳島県腎臓協会	770	徳島市万代町1丁目1番地	0886(21)2212
愛媛県腎臓バンク	790	松山市一番町4-4-2愛媛県庁内	0899(41)2111

※国立佐倉病院は腎臓移植希望者の登録機関である。

### 地方腎移植センター設置状況

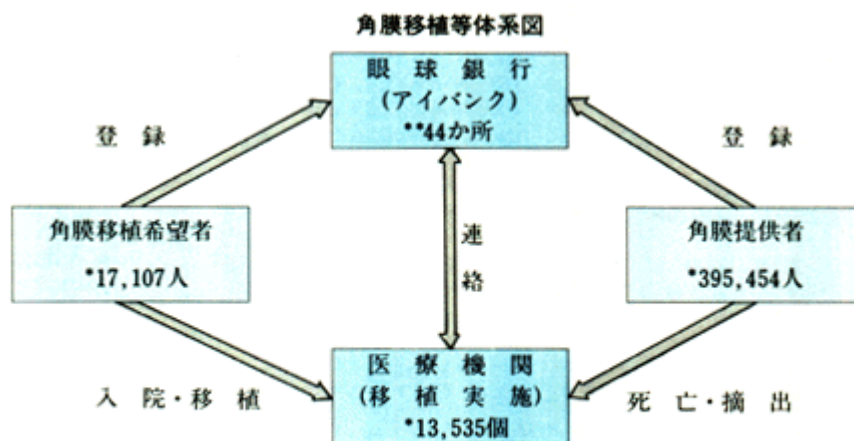
地方腎移植センター設置状況



2) 角膜移植体制

全国のアイバンクが集まって組織された日本眼球銀行協会を中心に、角膜移植推進のため国民に対する普及啓発活動を行っている。またアイバンク未整備の地域については順次設置を進めているところである。

角膜移植等体系図



(注) \*昭和60年3月現在  
 \*\*昭和63年11月現在

第Ⅲ-2-7表 角膜提供登録者、角膜移植希望者及び移植個数の推移

第Ⅲ-2-7表 角膜提供登録者、角膜移植希望者及び移植個数の推移

年 度	提 供 登 録 者		移 植 希 望 者		移 植 個 数	
	計	累 計	計	累 計	計	累 計
	人	人	人	人	個	個
38～51	80,353	80,353	9,056	9,056	3,748	3,748
52	12,713	93,066	530	9,586	603	4,351
53	15,559	108,625	630	10,216	706	5,057
54	14,710	123,335	638	10,854	931	5,988
55	25,798	149,133	671	11,525	1,012	7,000
56	36,724	185,857	979	12,504	1,327	8,327
57	67,295	253,152	1,144	13,648	1,474	9,801
58	79,649	332,801	1,439	15,087	1,805	11,606
59	62,653	395,454	2,020	17,107	1,929	13,535

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 保健医療

#### 2 保健医療対策

#### (7) 国立病院及び国立療養所

---

##### 1) 国立病院及び国立療養所の業務

国立病院は全国99か所(分院2,国立がんセンター,国立循環器病センターを含む)設置され,主として,がん,循環器病等に関する高度先駆的医療や総合的診療を行っているほか,臨床研究,医療従事者の研修・養成,開発途上国に対する国際医療協力等を行っている。

国立療養所は全国152か所(国立精神・神経センターを含む)設置され,主として,結核,ハンセン病等特殊な療養を必要とする専門的医療を行っているほか,臨床研究,医療従事者の研修・養成等を行っている。

##### 2) 国立病院等の再編成後の機能類型

国立病院・療養所については,国立医療機関にふさわしい広域を対象にした高度又は専門医療等を担えるよう,その質的機能の強化を図るため,再編成が進められている。



区 分	機 能
ナショナルセンター 〔対象疾患等ごと〕 〔全国に1か所〕	*特定の疾患等について全国の中心機関となる施設 (例示：国立がんセンター、国立循環器病センター)
基幹施設 〔ブロックごとに〕 〔1か所〕	*ナショナルセンターとの関係の下にブロックの中心機関となる施設 (例示：地方がんセンター、地方循環器病センター)  *特定の疾患についてブロックの中心となる施設 (例示：アルコール……国立療養所久里浜病院) てんかん……国立療養所静岡東病院)
高度総合診療施設 〔ブロックごとに〕 〔1か所〕	*高度の総合診療機能にあわせ、高度の臨床研究・教育研修などの中心機関となる施設 (例示：国立東京第二病院、国立大阪病院)
総合診療施設 〔各都道府県に〕 〔1～2か所〕	*広域を対象とした救急医療、母子医療などの第三次の医療機能にあわせ、地域の教育研修、病院の開放、高度医療機器の共同利用などを実践・普及する機能を有する施設
専門医療施設 〔各都道府県に〕 〔1～2か所〕	*特定の疾患（結核、肺病、重心、筋ジス等）を対象とした専門医療を実施する施設

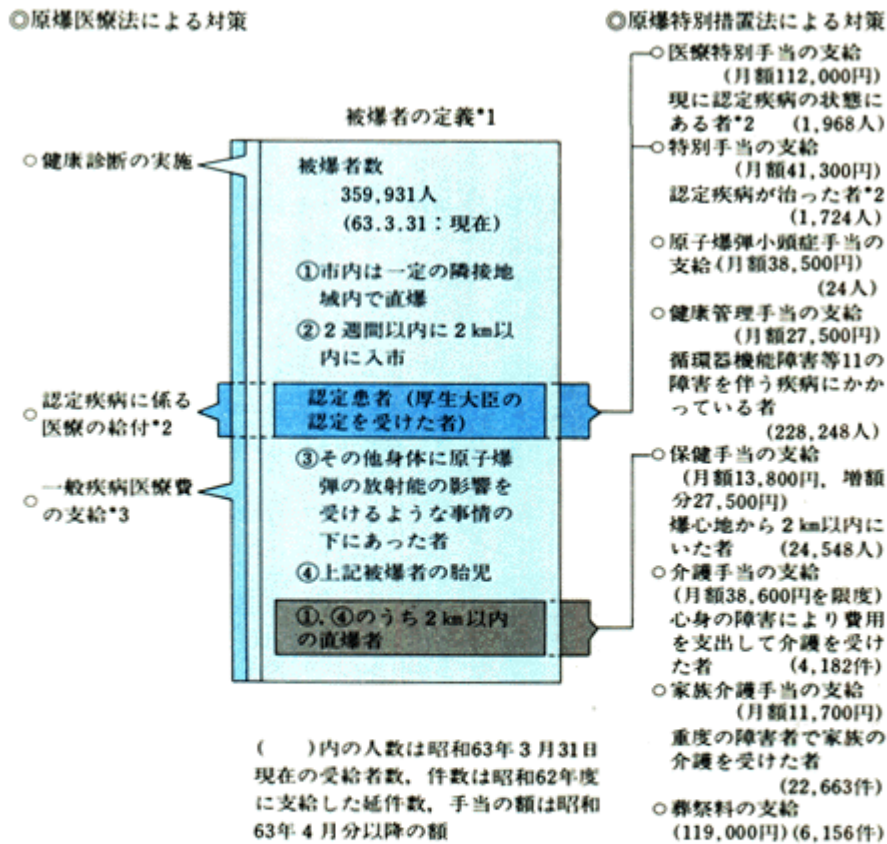
## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### III 保健医療

#### 2 保健医療対策

#### (8) 原爆被爆者対策



(注)

\*1. 被爆者とは、①～④に該当するとして、都道府県知事(広島市、長崎市については市長)から被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。

\*2. 認定患者とは、傷病が原爆の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者をいい、当該傷病を認定疾病という。

\*3. 一般疾病医療費の支給とは、認定疾病以外の傷病について、医療保険等一般の医療保障制度でカバーできない部分について、被爆者に対し、厚生大臣が支給するものである。